

令和 7 年 1 月 1 7 日

豊田市廃棄物対策課 御中

環境省廃棄物規制課

JESCO 豊田事業所の解体・撤去工事の進め方について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (PCB 廃棄物) 処理については、貴市において処理事業を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) への指導監督をはじめ、環境モニタリングや豊田市 PCB 処理安全監視委員会等を通じた PCB 廃棄物処理事業の安全確保等に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。

JESCO 豊田事業所での高濃度 PCB 廃棄物処理事業につきましては令和 6 年 3 月末で終了し、現在、JESCO において専門家の意見等を伺いながら計画等を策定し、それらに基づき施設の解体・撤去を実施しております。

本日、JESCO から豊田事業所の体制構築や解体・撤去工程の見直しに時間を要した結果、当初の見込みよりも解体・撤去工事に時間を要すること、また JESCO 豊田事業所に設置している分解施設、洗浄施設、分離施設のうち、洗浄施設を有効に活用することで、設備に付着した PCB を取り除く (除去分別) を安全かつ効率的に実施できることから、洗浄施設の活用を令和 7 年度以降の計画にも盛り込みたい旨の相談を受けたところです。環境省も洗浄施設の活用は安全な解体のために必要なことと改めて認識したため、令和 7 年度以降の計画に盛り込むよう計画を見直したいと考えています。

環境省としても、JESCO が施設解体時に発生する PCB 廃棄物の処理を令和 7 年度末に終えることを指導し、その確認するとともに、洗浄施設が除去分別を目的として適切に活用されていることを確認してまいります。

引き続き、貴市からの受入れ条件を確実に履行し、JESCO 豊田事業所の確実な解体・撤去及び国内の PCB 廃棄物の確実な処理に向けまして、全力で取り組みます。

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課
電話：03- 6457-9096